

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人ほくりくみらい基金(以下、「当法人」という)の定款第13条及び第29条に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員は、定款第13条第1項及び第29条第1項本文に定めるとおり、無報酬とする。  
ただし、役員が職員として業務執行にあたる場合の対価は、給与として支給することができ、その額は「職員給与規定」で定めるところによる。

2 定款第13条第2項及び第29条第2項の規定により、役員及び評議員には実費を弁償することができる。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附則

1. この規程は、2023年6月15日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、2023年10月16日から施行する。